

(第 5 1 号議案)

中野区地球温暖化防止条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 地球温暖化防止対策 <u>(第 6 条—第 9 条)</u></p> <p>第 3 章～第 6 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有する者又は区内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p> <p>第 2 章 地球温暖化防止対策</p> <p>第 6 条～第 9 条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 地球温暖化防止対策</p> <p><u>第 1 節 基本的施策 (第 6 条—第 9 条)</u></p> <p><u>第 2 節 中野区温暖化対策推進オフィスの貸付け (第 9 条の 2)</u></p> <p>第 3 章～第 6 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有する者又は区内で事業活動を行う者をいう。<u>ただし、第 9 条の 2 第 1 項においては、区外に事業所若しくは事務所を有する者又は区外で事業活動を行う者を含むものとする。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p> <p>第 2 章 地球温暖化防止対策</p> <p><u>第 1 節 基本的施策</u></p> <p>第 6 条～第 9 条 (略)</p>

第2節 中野区温暖化対策推進オフィスの貸付け

(中野区温暖化対策推進オフィスの貸付け)

第9条の2 東京都中野区中野五丁目4番7号に設置された施設（以下「中野区温暖化対策推進オフィス」という。）を、地球温暖化の防止の必要性に対する理解が深く、その事業活動に関し、地球温暖化防止対策を自主的かつ積極的に実施するよう努めている事業者に貸し付ける。

2 中野区温暖化対策推進オフィスの貸付けに係る収入金は、次条に規定する基金に積み立てるものとする。

第3章～第6章 (略)

附 則 (略)

第3章～第6章 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。